

YORII KENKO弁当10月・11月分の販売について

女子栄養大学との連携事業の一環として開発した「YORII KENKO弁当」(野菜も主役！ゴロゴロ甘辛チキン)の販売を開始します。弁当の詳細については、本誌9月号8ページをご覧ください。

健康づくり課 ☎581・2121内線214・216

販売日時・場所等

販売日時	申込期間	販売場所
10月24日(金) 26日(日) 11:00～11:20	電子申請: 10月10日(金)9:00～14日(火)12:00 電話: 10月16日(木)9:00～20日(月)17:00(土日を除く)先着	男衾コミュニティセンター
11月28日(金) 29日(土) 11:00～11:20	電子申請: 11月7日(金)9:00～11日(火)12:00 電話: 11月13日(木)9:00～17日(月)17:00(土日を除く)先着	役場1階ロビー

販売数・予約方法等 各日40食

①電子申請・届出サービス(先行予約)
販売予定数: **30食**
※予定販売数を上回った場合は抽選となります。



②電話で健康づくり課 ☎581・8500へ予約
販売予定数: **10食**
※電子申請で落選した場合も、電話予約が可能です。
※購入はひと月当たり1人1回、最大2食までです。

販売価格 650円(税込み)

その他

- 食物アレルギーの対応は行っておりませんので、ご了承ください。
- 食事指導、食事療法を受けている方は、主治医にご確認の上、お申し込みください。
- はちみつを使用しているため、1歳未満のお子さんには与えないでください。
- 当選後、キャンセルされる場合は、必ず前日までに健康づくり課へご連絡ください。
- 販売日の午前11時20分を過ぎてもお見えにならない場合は、販売することができません。

健康まつり会場でも販売します！

11月9日に開催する健康まつりの会場で「YORII KENKO弁当」を販売します。また、当日は弁当開発に関する展示や、弁当を考案した学生とメニューのこだわりを掲載したパンフレットを配布し、PRを行います。健康まつりについての詳細は本誌5ページをご覧ください。

▶日時／11月9日(日)午前11時～11時20分

▶販売場所／健康まつり会場(役場1階ロビー)

▶販売数／40食(当日数量限定販売)

※どなたでも購入できます。

▶販売価格／650円(税込み)※1人最大2食まで

▶購入方法／整理券を当日午前10時25分から配布します。
整理券がなくなり次第、販売終了となります。



里の駅アグリ館(折原1810-2、☎577・3743)

▼申込方法／出荷前に必ず電話で、①氏名または農園名、②住所、③電話番号、④出荷重量(kg・目安)、⑤出荷予定日をお知らせください。なお、12月中旬から下旬など、出荷が集中する時期は出荷予定日を調整させていただく場合があります。

※納品はケース単位でお願いします。段ボールでの持ち込みはお断りする場合があります。

▼最低ロット／1ケース20kg

※Sサイズ(直径55×61mm)以下のみかんについては事前にご相談ください。

▼期間／11月下旬～令和8年2月末

▼買取金額／1kg当たり150円(予定)

地元で採れたみかんを使って、アグリ館が「ご当地」ジュースやジャムを製造します。詳しくは里の駅アグリ館へお問い合わせください。

募集します！ 寄居町産みかんの出荷者

里の駅アグリ館では、町内産のみかんを出荷していただける方を募集します。

里の駅アグリ館
上下水道課 ☎581・2121
内線269

浄化槽の適切な管理で きれいな水環境を守りましょう！

川の汚濁原因の7割以上を占める生活排水を適正に処理してから放流することが大切です。浄化槽の正しい使用と適正な維持管理を行い、きれいな水環境を守りましょう。

1 浄化槽に必要な3つの維持管理

1 保守点検
浄化槽の点検・調整や消毒薬の補充等を行います。埼玉県知事の登録を受けた保守点検業者と契約の上、行ってください。保守点検業者については、県水環境課のホームページをご確認ください。

2 清掃

浄化槽にたまった汚泥の引き抜きや機器類の洗浄等を、年1回以上行います。町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

3 町許可清掃業者

●益榮商事(株) ☎581・1745
●(株)ロビン ☎584・2644

▼設置後の検査(浄化槽法第7条検査)

設置された浄化槽が、適正に施工され、正常に機能しているかを確認する検査です。

▼定期検査(浄化槽法第11条検査)

浄化槽からの放流水質をチェックし、浄化槽が機能を十分発揮しているかの検査を、年1回行います。法定検査の手続きは、指定検査機関で行ってください。

▼指定検査機関

●(二社)埼玉県浄化槽協会
☎501・5707
※「保守点検」「清掃」「法定検査」は、それぞれ費用(手数料)がかかります。

浄化槽を適正に使用するために

- 天ぷら油等は、古新聞等にしみ込ませ、可燃ごみとして出しましょう。
- 食べ残しは、よく水気をきって可燃ごみとして出しましょう。
- トイレには、トイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- 便器の掃除には、なるべく塩素系洗剤を使わないようにしましょう。
- プロワ(浄化槽に空気を送る機械)の電源は切らないでください。

浄化槽に必要な届出・報告

- 浄化槽の設置、開始、廃止等を行うときは手続きが必要です。詳細は生活環境エコタウン課へお問い合わせください。

浄化槽は町が設置・維持管理！ 寄居町公設浄化槽事業

公設浄化槽事業区域内の個人住宅等に対して、工事費の一部を分担金としてご負担いただき、町が主体となって浄化槽の設置を行っています。設置後は、使用者の皆さんから維持管理費用として使用料を納めていただき、町が浄化槽の維持管理を行います。

▼事業区域

用土区域(2区、3区、4区および5区の一部)、鉢形区域(一部地域)、赤浜区域(一部地域)
※詳細は生活環境エコタウン課へお問い合わせください。

生活環境エコタウン課

☎581・2121内線223・224

受水槽を 清潔に管理しましょう！

工場や学校など大量の水を使う施設や、断水が人命に関わるような病院等の施設には、受水槽が設置されています。このうち、有効容量が10mを超える受水槽を設置している施設は、簡易専用水道施設として「水道法」で衛生管理が義務付けられ、10m以下の受水槽を設置している施設や集合住宅等は小規模貯水槽水道施設として、町の条例で衛生管理の基準が定められています。受水槽の設置者は、いつもきれいな水道水が飲めるよう毎年1回以上の受水槽の清掃や、水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する検査を行い、適正な衛生管理を行ってください。

衛生管理基準

- ①受水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行う。
- ②受水槽の点検等、有害物・汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を行う。
- ③水の色、濁り、臭い、味などに注意し、供給する水に異常を認めたときは、必要なものについて検査を行う。
- ④供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる。

熊谷保健所

☎048・523・2811
上下水道課 ☎581・2121
内線269